

平成 26 年 4 月 1 日

顧問先 各位

神谷研税理士事務所

## 平成 26 年 4 月 1 日以降の領収書へ添付する印紙の非課税枠拡大

平成 26 年 4 月 1 日以降受領した金額を証する領収書を作成する時の貼付する印紙の非課税枠が拡大されます。

(改正内容)

従前	受領金額	30,000円未満	非課税
		30,000円以上100万円以下	200円
改正	受領金額	50,000円未満	非課税
		50,000円以上100万円以下	200円

なお、建設業許可業者については、「請負に関する契約書」へ貼付する印紙について、軽減措置が適用になりますので、ご不明な時は神谷事務所へご一報下さい。

17	<b>1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書</b> (注) 1 売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること(権利を設定することを含みます。)による対価及び役務を提供することによる対価をいひ、手付けを含みません。 2 株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。 (例) 商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など	記載された受取金額が 100万円以下のもの 200円 100万円を超え 200万円以下のもの 400円 200万円を超え 300万円以下 // 600円 300万円を超え 500万円以下 // 1千円 500万円を超え 1千万円以下 // 2千円 1千万円を超え 2千万円以下 // 4千円 2千万円を超え 3千万円以下 // 6千円 3千万円を超え 5千万円以下 // 1万円 5千万円を超え 1億円以下 // 2万円 1億円を超え 2億円以下 // 4万円 2億円を超え 3億円以下 // 6万円 3億円を超え 5億円以下 // 10万円 5億円を超え 10億円以下 // 15万円 10億円を超えるもの 20万円 受取金額の記載のないもの 200円	次の受取書は非課税 1 記載された受取金額が3万円未満(※)のもの 2 営業に関しないもの 3 有価証券、預貯金証書など特定の文書に追記した受取書 ※ 平成26年4月1日以降作成されるものについては、記載された受取金額が、5万円未満のものが非課税となります。 ↓ 5万円以上 100万円以下 ⇒ 200円
	<b>2 売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書</b> (例) 借入金の受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金の受取書など	200円	